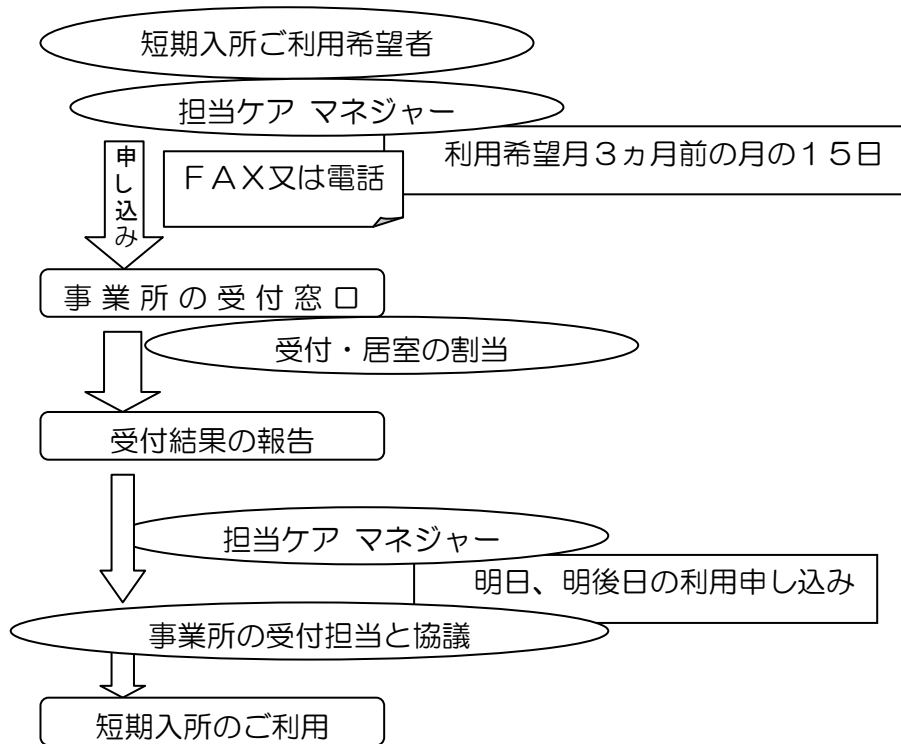


短期入所の手続き

在宅で介護される介護人に、日常的に過度に掛かっている負担をできる限り軽減できることを目的に、短期入所生活介護事業は創られています。在宅介護を僅かでも地域で支えられることを願って、利用定員を可能な限り多くして取り組んでいます。

在宅介護で苦勞されている介護人の皆さんが、安心してお気軽にお申し込みいただけることを願っています。

短期入所ご利用のイメージ



・短期入所の申し込みは

要介護者の担当介護支援専門員（ケア マネジャー）が、利用者やご家族に変わって利用したい施設に申し込む仕組みになっています。

どうしても急ぐときには、ご家族が直接申し込まれても構いません。その時はその旨を必ず担当のケア マネジャーにお伝えください。

- ・申し込みの時期は

利用を希望する月の3ヵ月前の月の「15日」から受付を開始します。
15日が休日であっても、FAXで受けますのでお申し込みください。

(例) 5月に利用を希望する場合。→→→ 2月15日から受付開始となります。

もちろん、明日や明後日のご利用希望もありますので、担当のケア マネジャーさんと相談されてお申し込みください。

- ・ご利用の送迎

ご家族の送迎も、施設の送迎もできますので、担当のケア マネジャーさんにご相談ください。